

国 語

1 小学校国語科は、どのようなことに重点をおいて改善されるのか。

教科の目標では、国語科において育成を目指す資質・能力を国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力とし、国語科が国語で理解し表現する言語能力を育成する教科であることを示している。

学習内容の次の事項について改善・充実を図る。

- ・ 語彙指導の改善・充実
- ・ 情報の扱い方に関する指導の改善・充実（「情報の扱い方に関する事項」の新設。）
- ・ 学習過程の明確化、「考えの形成」の重視（全ての領域に「考えの形成」を位置付けた。）
- ・ 我が国の言語文化に関する指導の改善・充実（「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する指導事項を「我が国の言語文化に関する事項」に整理。第1学年及び第2学年の新しい内容として、言葉の豊かさに関する指導事項を追加。）
- ・ 漢字指導の充実・改善（都道府県名に用いる漢字20字を「学年別漢字配当表」の第4学年に加えるとともに、児童の学習負担に配慮し、第4学年、第5学年、第6学年の配当漢字及び字数の変更を行った。）

2 国語科の目標は、どのように変わるのか。

(1) 目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

(2) 改善の概要

国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力とは、国語で正確に理解し適切に表現するために必要となる国語の使い方を正確に理解する資質・能力、国語を適切に使う資質・能力を含んだものである。

言葉による見方・考え方を働かせるとは、児童が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。様々な事象の内容を自然科学や社会科学等の視点から理解することを直接の学習目的としない国語科においては、言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としている。このため、「言葉による見方・考え方」を働かせることが、国語科において育成を目指す資質・能力をよりよく身に付けることにつながることとなる。

3 学年の目標は、どのように変わるのか。

児童の発達の段階や中学校との関連に配慮しつつ、児童や学校の実態に応じて各学年における指導内容を重点化し、十分な定着を図るため各学年の目標を2学年まとめて示している。

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
知識及び技能	(1) 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。	(1) 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。	(1) 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。
思考力、表現力等	(2) 順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができるようにする。	(2) 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめることができるようにする。	(2) 筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げることができるようにする。
学びに向かう力、人間性等	(3) 言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切にしてい、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	(3) 言葉がもつよさに気付くとともに、幅広く読書をし、国語を大切にしてい、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	(3) 言葉がもつよさを認識するとともに、進んで読書をし、国語の大切さを自覚して思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

(1)の「知識及び技能」に関する目標は、全学年同じであり、小学校を通して、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けること、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにすることを示している。

(2)の「思考力、判断力、表現力等」に関する目標には、考える力や感じたり想像したりする力を養うこと、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め自分の思いや考えをもつことなどができるようにすることを系統的に示している。

考える力については、第1学年及び第2学年では順序立てて考える力、第3学年以降では筋道立てて考える力の育成に重点を置いている。自分の思いや考えについては、第1学年及び第2学年ではもつこと、第3学年及び第4学年ではまとめること、第5学年及び第6学年では広げることができるようにすることに重点を置いている。

(3)の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標には、言葉がもつよさを感じることを、読書をする、国語を大切にしてい思いや考えを伝え合おうとする態度を養うことを系統的に示している。

言葉がもつよさについては、第1学年及び第2学年では感じること、第3学年及び第4学年では気付くこと、第5学年及び第6学年では認識することに重点を置いている。

読書については、第1学年及び第2学年では楽しんで、第3学年及び第4学年では幅広く、第5学年及び第6学年では進んで読書することに重点を置いている。

4 各学年の内容は、どのように変わるのか。

(1) 内容構成の改善

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、従前、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。

〔知識及び技能〕の内容は、「(1)言葉の特徴や使い方に関する事項」、「(2)情報の扱い方に関する事項」、「(3)我が国の言語文化に関する事項」から構成している。

〔思考力、判断力、表現力等〕の内容は、「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」からなる3領域の構成を維持しながら、(1)に指導事項を、(2)に言語活動例をそれぞれ示すとともに、(1)の指導事項については、学習過程を一層明確にして示している。

(2) 【知識及び技能】の内容

「①言葉の特徴や使い方に関する事項」

「言葉の働き」、「話し言葉と書き言葉」、「漢字」、「語彙」、「文や文章」、「言葉遣い」、「表現の技法」、「音読、朗読」に関する内容を整理し、系統的に示している。

○ 言葉の働き

平成20年告示の学習指導要領において新設された第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年の指導事項を踏まえ、第5学年及び第6学年に指導事項「ア言葉には、相手とのつながりをつくる働きがあることに気付くこと。」が新設された。

○ 話し言葉と書き言葉

第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年のイには話し言葉に関する内容、第5学年及び第6学年のイには話し言葉と書き言葉のそれぞれがもつ特徴の違いについて気付くことを示している。

各学年のウには書き言葉のきまりなどに関する内容が示している。第1学年及び第2学年の書き言葉に関する基礎的なきまり、第3学年及び第4学年では漢字と仮名に関するきまりや句読点、ローマ字の読み書き、第5学年及び第6学年では文や文章を読みやすいものにするための漢字と仮名の使い分けや送り仮名、仮名遣いについて示している。

○ 漢字

今回の改訂においては、学年別漢字配当表の第4学年に、都道府県名に用いる漢字25字を配当した。学年別漢字配当表に新たに加えた漢字20字（茨、媛、岡、潟、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜）

各学年の字数及びその増減

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計
平成20年告示(現行)	80字	160字	200字	200字	185字	181字	1006字
平成29年告示(新)	80字	160字	200字	202字	193字	191字	1026字
増 減	0	0	0	2	8	10	20

○ 語彙

語句の量を増すことに関し、身近なことを表す語句の量(第1学年及び第2学年)、様子や行動、気持ちや性格を表す語句の量(第3学年及び第4学年)、思考に関わる語句の量(第5学年及び第6学年)を増すことが示された。

語句のまとまりや関係、構成や変化などについては、意味による語句のまとまりがあることに気付くこと(第1学年及び第2学年)、性質や役割による語句のまとまりがあることを理解すること(第3学年及び第4学年)、語句の構成や変化について理解すること(第5学年及び第6学年)へと展開していく。

○ 文や文章

文、話、文章の構成に関する事項。

段落の役割、話や文章の構成や展開は、平成20年告示の学習指導要領では「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の各領域に示してきた内容だが、今回の改訂では、「知識及び技能」としてここに示している。

○ 言葉遣い

平成20年告示の学習指導要領では、丁寧な言葉と普通の言葉の違いについては第1学年及び第2学年の「A話すこと・聞くこと」に、「敬体と常体との違い」については第3学年及び第4学年の「B書くこと」に示してきた内容を「言葉遣い」に関する「知識及び技能」として整理し、敬語と併せてここに示している。

○ 表現の技法

第4学年までに様々な表現の工夫に触れることを基盤として、第5学年及び第6学年で、比喩や反復などの表現の工夫に気付くことを示している。

○ 音読、朗読

〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」だけでなく、〔知識及び技能〕の他の指導事項や〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」の指導事項とも適切に関連付けて指導することが重要であるため、「知識及び技能」として整理した。

「②情報の扱いに関する事項」

新設された事項である。ア「情報と情報との関係」、イ「情報の整理」の二つの内容で構成し、系統的に示している。

○ 情報と情報との関係

平成20年告示の学習指導要領では「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の各領域において示していた内容も含まれている。

○ 情報の整理

言語活動の中で使うことができるようにすることが重要である。

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
と情報と情報との関係	ア 共通、相違、事柄の順序など情報と情報との関係について理解すること。	ア 考えとそれを支える理由や事例、全体と中心など情報と情報との関係について理解すること。	ア 原因と結果など情報と情報との関係について理解すること。
情報の整理		イ 比較や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方を理解し使うこと。	イ 情報と情報との関係付けの仕方、図などによる語句と語句との関係の表し方を理解し使うこと。

「③我が国の言語文化に関する事項」

「伝統的な言語文化」、「言葉の由来や変化」、「書写」、「読書」に関する内容を「我が国の言語文化に関する事項」として整理した。

(3) 【思考力、判断力、表現力等】の内容

「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」の3領域では、学習過程を一層明確にし、各指導事項が位置付けられた。なお、示された学習過程は、指導の順序性を示すものではないため、アからオまでの指導事項を必ずしも順番に指導する必要はない。

○ 「A話すこと・聞くこと」の指導事項の構成

〔現行学習指導要領〕		〔新学習指導要領〕	
ア	話題設定や取材に関する指導事項	ア	話題の設定、情報の収集、内容の検討 (共通)
イ	話すことに関する指導事項	イ	構成の検討、考えの形成 (話すこと)
ウ	話すことに関する指導事項	ウ	表現、共有 (話すこと)
エ	聞くことに関する指導事項	エ	構造と内容の把握、精査・解釈、考えの形成、共有 (聞くこと)
オ	話し合うことに関する指導事項	オ	話し合いの進め方の検討、考えの形成、共有 (話し合うこと)

※ 「A話すこと・聞くこと」の学習は、話し手と聞き手との関わりの中で成立する学習であるため、「話すこと」、「聞くこと」、「話し合うこと」の各指導事項との関連を図りながら指導する。

○ 「A話すこと・聞くこと」の言語活動例

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
ア 話したり聞いたりする活動	ア 話したり聞いたりする活動 イ 話したり聞いたりする活動	ア 話したり聞いたりする活動 イ 話したり聞いたりする活動
イ 話し合う活動	ウ 話し合う活動	ウ 話し合う活動

○ 「B書くこと」の指導事項の構成

〔現行学習指導要領〕		〔新学習指導要領〕	
ア	課題設定や取材に関する指導事項	ア	題材の設定、情報の収集、内容の検討
イ	構成に関する指導事項	イ	構成の検討
ウ	記述に関する指導事項	ウ	考えの形成、記述
エ	推敲に関する指導事項	エ	推敲
オ	交流に関する指導事項	オ	共有

○ 「B書くこと」の言語活動例

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
ア 説明的な文章を書く活動	ア 説明的な文章を書く活動	ア 説明的な文章を書く活動
イ 実用的な文章を書く活動	イ 実用的な文章を書く活動	イ 文学的な文章を書く活動
ウ 文学的な文章を書く活動	ウ 文学的な文章を書く活動	ウ 文学的な文章を書く活動

○ 「C読むこと」の指導事項の構成

〔現行学習指導要領〕	〔新学習指導要領〕
ア 音読に関する指導事項	ア 構造と内容の把握（説明的な文章）
イ 効果的な読み方に関する指導事項	イ 構造と内容の把握（文学的な文章）
ウ 説明的な文章の解釈に関する指導事項	ウ 精査・解釈（説明的な文章）
エ 文学的な文章の解釈に関する指導事項	エ 精査・解釈（文学的な文章）
オ 自分の考えの形成及び交流に関する指導事項	オ 考えの形成
カ 目的に応じた読書に関する指導事項	カ 共有

※ 「音読」、「読書」は、〔知識及び技能〕へ。

○ 「C読むこと」の言語活動例

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
ア 説明的な文章を読む活動	ア 説明的な文章を読む活動	ア 説明的な文章を読む活動
イ 文学的な文章を読む活動	イ 文学的な文章を読む活動	イ 文学的な文章を読む活動
ウ 本などから情報を得て活用する活動	ウ 本などから情報を得て活用する活動	ウ 本などから情報を得て活用する活動

5 各指導計画の作成と内容の取扱いで、特に配慮すべきことは何か。

(1) 指導計画作成上の配慮事項

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に関する配慮事項

単元など内容や時間のまとまりを見通して、育成する資質・能力を明確にする。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して学習の充実を図る。

イ 弾力的な指導に関する配慮事項

各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で程度を高めて取り上げたりするなどして、弾力的に指導する。

ウ 〔知識及び技能〕に関する配慮事項

〔知識及び技能〕に示す事項については、〔思考力、判断力、表現力等〕に示す事項の指導を通して指導することを基本とする。

エ 「A話すこと・聞くこと」に関する配慮事項

I C T機器を活用するなど音声言語のための教材を活用するなど指導の効果を高めるよう工夫する。

オ 「B書くこと」に関する配慮事項

実際に文章を書く活動をなるべく多くする。

カ 「読書」及び「C読むこと」に関する配慮事項

〔知識及び技能〕の読書に関する指導事項及び〔思考力、判断力、表現力等〕の「C読むこと」の指導を通して、児童の読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他教科等の学習における読書の指導や学校図書館における指導、全校一斉の読書活動などとの関連を考えて行う。

キ 低学年における他教科や幼児教育との関連についての配慮事項

低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ててほしい姿との関連を考慮する。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をする。

ク 他教科等との関連に関する配慮事項

言語能力の向上を図る観点から、外国語活動及び外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにする。

ケ 障害のある児童への配慮についての事項

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

コ 道徳科などとの関連についての配慮事項

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をする。

(2) 内容の取扱いについての配慮事項

ア [知識及び技能]に示す事項の取扱い

日常の言語活動を振り返ることなどを通して、児童が、実際に話したり聞いたり書いたり読んだりする場面を意識できるよう指導を工夫する。

イ 必要な文字や語句を辞書や辞典を利用して調べる習慣を身に付けること

ウ ローマ字に関する事項の取扱い

エ 漢字に関する事項の取扱い

他教科等と関連付けた指導を行い、確実な定着を図る。また、児童の書く文字を評価する場合、同じ文字として認識される範囲で、無数の形状を持ち得ることを前提とした上で、柔軟に評価することが望ましい。

オ 古典に関する事項の取扱い

カ 書写に関する事項の取扱い

第1学年及び第2学年の「点画の書き方や文字の形に注意しながら」書くことの指導については、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫する。

毛筆を使用する書写の指導は年間30単位時間程度配当する。(第3学年以上)

キ 情報機器の活用に関する事項の取扱い

コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫する。

ク 学校図書館などの活用に関する事項の取扱い

児童が読む図書を選定に当たっては、人間形成のため幅広く、偏りがないようにする。

6 移行措置への対応はどうか。

平成31年度の第1学年から第6学年までの国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第1節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成31年度の第4学年及び第5学年の国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表にかかわらず、新小学校学習指導要領第2章第1節の別表の学年別漢字配当表によることとする。

平成31年度の国語科の指導については、その全部又は一部を新小学校学習指導要領による指導が可能である。

当然、現行小学校学習指導要領による指導も可能である。しかしながら、漢字の指導の取扱いについては、下記のとおり対応が必要である。

- 平成31年度の第4学年及び第5学年 → 新小学校学習指導要領の学年別漢字配当表による指導の実施。

7 学習評価

評価規準の作成に当たっては、目標に準拠した評価を行うために学習指導要領の教科の目標を踏まえて「評価の観点及びその趣旨」を作成する（平成31年3月29日付初等中等教育局長通知「30文科初第1845号」別紙4参照）。また、同様に学年別の目標を踏まえて「学年別の評価の観点の趣旨」を作成する。

（国語科）小学校学習指導要領P28「第1 目標」参照

(1)	(2)	(3)
日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。	日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。	言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

（国語科）「評価の観点及びその趣旨」（評価の対象とするもの）

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。

※ 「主体的に学習に取り組む態度」の観点は、教科の目標及び学年の目標の（3）に対応するものであるが、観点別状況の評価になじむものを内容として整理している。

「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを確認し、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。国語科においては、各観点の指導事項の文末「～すること」を「～している」（児童が資質・能力を身に付けた状態）に変更することである。なお、「内容のまとまり」とは、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」のことであり、各教科等の学習指導要領の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」における「内容や時間のまとまり」と同義ではない。

(1) 「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

- ① 国語科における「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係を確認する。
- ② 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

(2) 「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○ 「知識・技能」のポイント 育成を目指す資質・能力に該当する〔知識及び技能〕の指導事項について、その文末を「～している」として、「知識・技能」の評価規準を作成する。なお、指導事項の一部を用いて評価規準を作成することもある。
○ 「思考・判断・表現」のポイント 育成を目指す資質・能力に該当する〔思考力、判断力、表現力等〕の指導事項について、その文末を「～している」として、「思考・判断・表現」の評価規準を作成する。なお、指導事項の一部を用いて評価規準を作成することもある。 評価規準の冒頭には、当該単元（や題材）で指導する一領域を「（領域名を入れる）において、」と明記する。
○ 「主体的に学習に取り組む態度」のポイント 「ア 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面」と、「イ アの粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面」の双方を適切に評価できる評価規準を作成する。 文末は「～しようとしている」とし、二つの側面を踏まえ、当該単元（や題材）で育成する資質・能力と言語活動に応じて文言を作成する。授業の重点を考慮して粘り強さを発揮してほしい内容や自らの学習の調整が必要となる具体的な言語活動を設定するようにする。